

## 令和3年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請が7月から始まりました！

国民年金は「老齢基礎年金」だけでなく、不慮の事態が起こったときに「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」によりあなたと家族を支える大切な制度です。

もし、納めないままにしておくと、これらの年金を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、ご本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。この機会に、ぜひ免除申請の手続きをお勧めします。

### 免除や納付猶予が承認されると・・・

#### ●年金を受け取るために必要な期間に算入されます！●

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間は10年（120カ月）です。

この期間を満たさなければ年金を受け取ることができませんが、免除や納付猶予が承認された期間は、受け取るために必要な期間として認められます。

#### ●全額免除が承認されると、年金の受取額が増加します！●

手続きをせずに「未納」のままにしておくと、老齢基礎年金の受取額には反映されません。

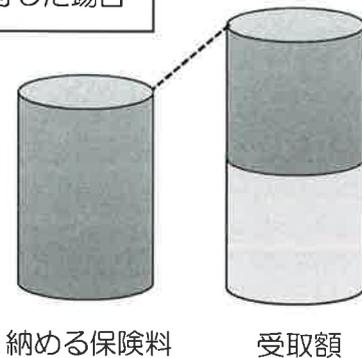
全額免除が承認されると、全額納付した場合の約半額が国の負担により受取額に加算されます。

（例えば、1年間納付すると年額約2万円、1年間全額免除が承認されると年額約1万円が、受取額に加算されます。）

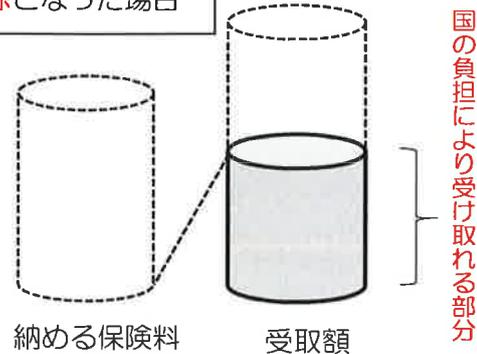
- 「納付猶予」の期間は、保険料を追納しないと受取額に反映されません。
- 「一部免除」は減額された保険料を納めなければ老齢基礎年金額に反映されませんが、納めた金額に応じて受取額に加算されます。
- 免除・納付猶予された保険料は **10年以内であれば後払い（追納）** することができます。

### 65歳から80歳まで年金を受け取る場合の受取額のイメージ

#### ●納付した場合



#### ●全額免除となった場合



コザ年金事務所 国民年金課  
TEL 098-933-2267 (代表)  
(自動音声→②→②)  
月～金(土日祝日は除く) 8:30～17:15

中城村役場 住民生活課  
TEL 098-895-1737  
月～金(土日祝日は除く) 8:30～17:00